

南箕輪村新型コロナウイルス感染症等対策行動計画（改定）の概要

- 改訂行動計画は、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、迅速に対応できるよう、平時から対応策を整理し、備えの充実を図るもの
- 感染症危機の発生に際しては、政府の基本的対処及び行動計画の様々な選択肢を参考に、本村の基本的方針を作成し、対応を行う

改訂の背景

【コロナ対応を振り返っての課題】

- 平時の準備不足
 - ・主に新型インフルエンザを想定した現行の計画
 - ・検査、医療提供体制の立ち上げ
 - ・国や県等との連携の課題
- 変化する状況への機動的な対応
 - ・変異等による複数の波への対応と長期化
 - ・対策の切替えのタイミング
 - ・社会経済活動とのバランス
- 情報発信の課題
 - ・可能な限り科学的根拠に基づく情報発信
 - ・行動制限を伴う対策の意図などの情報発信
 - ・感染症に係る差別・偏見の発生

【政府行動計画の改定】

- ・コロナ対応を踏まえてR6.7月に改定されたため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく村の行動計画改定が必要

改訂の理念

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す

基本目標

感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

- ・迅速な初動体制の構築
- ・訓練による点検・改善
- ・DXの推進、人材育成など対応能力の強化

住民生活及び社会経済活動への影響の軽減

- ・バランスを踏まえた対策
- ・適切な情報提供と共有による住民の理解の増進

対策の実施に当たっての基本的人権の尊重

- ・必要最小限の行動制限
- ・感染症についての差別と偏見の防止
- ・患者や家族、医療関係者の安心の確保
- ・社会的弱者への配慮

対策の目的及び基本的戦略

- **感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する**
 - ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造の時間を確保
 - ・流行ピーク時の患者数を少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保
 - ・適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減少
- **住民生活・地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを行い、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減
 - ・住民生活及び地域経済の安定を確保
 - ・地域での感染症対策により欠勤者数を減少
 - ・事業継続計画作成・実施により経済活動を維持

対策のポイント

I 平時の準備の充実

- ・実践的な訓練
- ・協定締結により医療提供体制や検査体制等を整備
- ・人材育成を含めた体制整備

II 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理
- ・中長期的に複数の波が来ることも想定

III 柔軟かつ機動的な切替え

- ・状況の変化（検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等）に応じて、対策を切替
- ・対応段階を現在の6段階から3段階〔準備期・初動期・対応期〕に分け、対策項目ごとに切り替えタイミングを示す

IV 主な対策項目

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活・地域経済の安定の確保

V 各対策項目の横断的視点

- ・3つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化

- ①人材育成
- ②国と地方公共団体との連携
- ③DXの推進

各分野の取組

対策項目

準備期

初動期

対応期

① 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等発生に備えた実践的な訓練
- ・ 村行動計画等の作成(変更)や体制整備・強化
- ・ 国、県等との連携強化・発生時の対応協議
- ・ 業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連絡体制の構築

- ・ 村対策本部の設置の検討
- ・ 新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備
- ・ 国、JIHSと連携し、関係機関との情報共有を行いつつ、基本的方針を決定
- ・ 必要に応じて人員体制の強化
- ・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・ 職員の派遣・応援への対応
- ・ 必要な財政上の措置
- ・ 緊急事態措置の検討等
- ・ 緊急事態宣言後、直ちに村対策本部を設置
- ・ 必要に応じて総合調整・指示
- ・ 緊急事態解除宣言後、遅滞なく村対策本部を廃止

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症対策について村民等が適切に判断・行動できるよう
- ・ 感染症危機に対する理解を深める
 - ・ リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備
 - ・ 国からの要請によりコールセンター等の設置準備

- ・ 感染拡大に備えて、科学的知見等に基づき、住民等へ感染状況や有効な感染防止対策等を情報提供・共有
- ・ コールセンター等を設置

- ・ 引き続き正確な情報を住民に共有し、感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施することで、住民の不安の解消に努める。
- ・ コールセンター等の継続

③ まん延防止

- ・ 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進
- ・ まん延防止対策を機動的に実施するため、有事に住民や事業者の協力を得るための理解促進を図る

- ・ 業務継続計画に基づく対応の準備

- ・ 業務継続計画に基づく対応の実施
- ・ 病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、実施中のまん延防止対策の縮小や中止などの見直し

④ ワクチン

- ・ 基準該当事業者の登録等
- ・ ワクチンの接種に必要な資材の確保
- ・ 接種体制構築（特定接種・住民接種）
- ・ ワクチンの基本的な情報の情報提供・共有
- ・ 予防接種関係システム等、DXの推進

- ・ 接種体制の構築、ワクチン接種に必要な資材の確保
- ・ 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保
- ・ ワクチンの流通、接種に必要な体制について関係機関と連携し整備
- ・ 医療関係者へ予防接種の協力要請

- ・ ワクチンや必要な資材の供給
- ・ 初動期に構築した接種体制に基づく接種の実施
- ・ 接種体制の継続的な整備、情報提供や共有、接種体制の拡充、接種記録の適切な管理
- ・ 健康被害救済
- ・ ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策の実施

⑤ 保健

- ・ 県が行う、市町村の区域を越えたまん延防止措置体制の構築への協力

- ・ 県が実施する健康観察や生活支援への協力
- ・ 県が行う、市町村の区域を越えたまん延防止措置への協力

- ・ 県と協力した健康観察および生活支援の継続
- ・ 県が行う、市町村の区域を越えたまん延防止措置への協力

⑥ 物資

- ・ 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進
- ・ 円滑な供給に向けた対策等を講じる

- ・ 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進
- ・ 円滑な供給に向けた対策の実施

- ・ 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進
- ・ 円滑な供給に向けた対策の実施

⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

- 有事に住民生活や地域経済活動の安定を確保できるよう、体制整備・情報共有体制の整備
- ・ 支援の実施に係る仕組みの整備
 - ・ 物資および資材の備蓄
 - ・ 生活支援を要する者への支援等の準備
 - ・ 火葬体制の構築

- ・ 村内での発生に備え、必要な対策の準備を開始
- ・ 遺体の火葬や安置対応の準備

- 平時の準備を基に住民生活や地域経済活動の安定を確保
- ・ 生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う
 - ・ 心身の影響に関する施策
 - ・ 生活支援を要する者への支援
 - ・ 教育および学びの継続に関する支援
 - ・ 生活関連物資等の価格の安定等に対する措置
 - ・ 埋葬や火葬の特例等（臨時遺体安置所の確保と拡充、広域火葬の応援や協力、埋火葬の許可を要しない等の特例に基づく埋火葬手続き）
 - ・ 事業者に対する支援
 - ・ 水道水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置

